

自主申告運動の擁護・発展をめざす緊急集会開かれる

自主申告運動への介入・弾圧を許すな の声を上げよう!

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
FAX 八二一四八二一
八一九七五六



自主申告運動の擁護・発展をめざす

緊急集会が開かれる

岸田政権が「税務相談停止命令制度の創設」を提案しました。税理士以外が、税務相談を行った場合に停止命令を出すことができる制度(罰則を伴う)で(その内容の盛り込まれた2023年「税制改正大綱」は下段に掲載しました)、自主申告運動の弱体化を狙ったものです。

今回、弾圧立法阻止をめざし1月26日(木)「自主申告運動の擁護・発展をめざす緊急集会」があり、婦人部役員3名がオンライン視聴しました。

全商連の太田会長の開会の挨拶のあと、自由法曹団の鶴見弁護士と浦野税理士から『平和・暮らしで国民の願いに逆らう岸田自公政権にひるむことなく、国民的運動を盛り上げて税務弾圧法の息の根を止めることが重要』との発言がありました。その後、自主申告運動を進める各団体(全商連、東京土建、農民連、全生健等)の代表からも「経営が厳しい事業者は仲間同士で相談・申告するしかなく、憲法と自主申告運動を守るためにも全力を挙げていこう」という発言もありました。

途中、ズームでのオンライン参加者のキャパ数が超えたため、ユーチューブ配信も同時にされ心の高さが伺えました。

視聴されていた婦人部の皆さんも、真剣な面持ちで話を聞き、メモをとっておられました。弾圧立法阻止反対の声をあげ、悪法を皆さんの手で阻止していきましょう。

雪の中、倉敷民商弾圧事件の支援を訴えました

1月24日、全県事務局長会議のあと、全県の事務局員と太田全商連会長・服部愛商連会長など役員あわせて38名が参加して金山駅南口で倉敷民商弾圧事件への支援を訴える宣伝署名行動が行われました。これは彌屋町子さんが逮捕された1月21日にあわせて全国に呼びかけられた「怒りの宣伝行動」の一環として取り組まれたもので、県内で倉敷民商弾圧事件について街頭で支援を訴えるのは初めての取り組みとなりました。雪が降る中にもかかわらず署名に応じてくれる方もあって有意義な取り組みになりました。

《各支部の申告相談会の日程》

《東支部》

2月25日(土) 10~12時
東部市民センター
2月26日(日) 14~17時
東部ふれあいセンター
3月4日(土) 18~20時
東部ふれあいセンター

《西支部》

2月25日(土) 18~20時
3月1日(水) 18~20時
3月5日(日) 14~17時
西部ふれあいセンター

《南支部》

2月26日(日) 10~12時
3月4日(土) 14~17時
レディヤンかすがい

《北支部》

2月26日(日) 18~20時
3月5日(日) 10~12時
総合福祉センター

パソコン入力会開催中

毎週火・木曜日
午前10時~12時
午後2時~4時
各回5名までです。
予約をお願いします。



日高昆布好評販売中!
毎年好評いただいた日高昆布が今年も入荷しました。
大 500g入り 完売しました
小 200g入り 1,500円
根昆布 300g入り 2,400円



事務所での申告書作成は行いません。各支部相談会で完成させましょう。所得計算の方法等はお気軽にお尋ね下さい。来所しての相談は事前に電話連絡の上お越し下さい。突然の来所・相談はお断りする場合があります。

税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等

① 財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者が税務相談を行った場合(税理士法の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。)において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税理士又は税理士法人でない者に対し、その税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。

② 国税庁長官は、上記①の命令をすべきかを調査する必要があると認めるときは、税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類(その電磁的記録を含む。)を検査させることができることとする。

③ 右記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金とする。 2023年「税制改正大綱」抜粋